

## 北大阪健康医療都市(健都)共創推進協議会 会則

### 第1条(名称)

本会は名称を北大阪健康医療都市(健都)共創推進協議会とし、英語表記を The Co-Creation Steering Council for NohBIT, KENTO(略称、CCSC for KENTO)とする。

### 第2条(目的)

本会は、以下の事項を目的とする(以下「本会目的」という。)

- ・ 効率的な健康科学関連技術シーズの研究開発、科学的検証、実証等の機会の提供、整備
- ・ 北大阪健康医療都市を中核として展開される産学連携等によるオープンイノベーションの推進
- ・ 共創基盤確立とその維持、活用、連携方法などの策定
- ・ 市民、地域との連携や、国内外の共創基盤活動団体、各種機関、地域等との連携ないしネットワークの構築
- ・ 共創プラットフォームである「健都共創フォーム」の確立

### 第3条(活動予定)

本会は、本会目的を達成するため、以下の活動を行うことを予定する。

- ・ 年1回の定例会合及び必要に応じた臨時会合の開催
- ・ 「健都共創フォーラム」の主催、運営ないし支援
- ・ 本会目的に関連する企画、事業等の立案、実行、調整や、それらに関する意見交換、評価等の実施
- ・ 本会会員間の情報共有(本会目的達成のための課題の内容や対応状況、評価等についての情報を含む。)
- ・ 本会目的に関連する課題についての研究会、部会、ワーキンググループ等の会内組織の企画、運営及びそれらへの各種支援
- ・ 本会目的に関連する広報
- ・ その他、本会目的を達成するために必要な事業、活動全般。

### 第4条(事務局等)

- 1 本会の事務局を、一般社団法人健都共創推進機構に置く。
- 2 事務局とは別に、本会会員の中から相当数を選出して諮問委員会を設置し、事務局は諮問委員会に適宜相談し助言を得る等しながら本会の運営にあたる。

### 第5条(会員構成)

- 1 本会会員は、本会目的に賛同するすべての民間事業者、団体、専門家、関連自治体、関連

- 機関等の法人もしくはそれらに関わる個人で、本会が必要ないし相当と判断した者とする。
- 2 会員の種別は、正会員、大学等アカデミア会員、自治体等会員、個人会員、その他とする。
  - 3 暴力団や反社会的勢力に関わる者、それらに該当しなくなって相当期間を経過しない者は、本会会員になれない。
  - 4 本会会員になることを希望する者は、所定の申込書を用いて事務局に申請する。
  - 5 本会からの退会を希望する場合は、事務局に申し出て所定の手続きを経るものとする。

#### 第6条(会費)

- 1 本会会員は別に定める入会費、年会費その他本会が定める費用(以下「本会会費等」という。)を納入しなければならない。ただし、共創の場形成支援プログラム(COI-NEXT)令和2年度新規採択プロジェクト「世界モデルとなる自律成長型人材・技術を育む総合健康産業都市拠点」終了までは、会費は徴収しない。
- 2 納入された本会会費等は返還されない。

#### 第7条(会員資格の喪失)

本会会員は、次に該当する場合には会員資格を喪失する。

- 1 会員構成資格等の提示について有効な証明がされない場合。
- 2 期限までに本会会費等を納入しない場合。
- 3 本会の運営に著しく反する行為を行う場合。
- 4 その他、本会で定めた運営上必要な事項を遵守しない場合。

#### 第8条(情報管理・目的外使用の禁止)

本会会員は、本会(研究会、部会、ワーキンググループ等も含む。)に参加する中で知り得た機密情報や個人情報を適切に管理し、漏洩させてはならない。また、本会目的以外の目的に使用してはならない。

#### 第9条(会員の責務)

本会会員は、本会(研究会、部会、ワーキンググループ等も含む。本条において以下同様。)に参加する際、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 他者のアイデアや提案を尊重し、無断流用しない。
- (2) 会議、協議等で共有されたアイデアは、原則として参加者間の共有財産とする。
- (3) 知的財産権(特許権、著作権等)に関わる提案は、事前にその旨を明確にし、慎重に取り扱い、紛争にならないよう最大限配慮する。
- (4) 自身の発言や提案が他の参加者によって発展的に活用される可能性があることを理解する。
- (5) 本会の活動状況や議論の内容等を公表、広報等したい場合は、その具体的方法も含め、

参加者の了解を得る。

(6) 本会会員間で生じる齟齬、疑義、要求等については、誠意を持って協議し、解決を図る。

#### 第10条(会内組織)

- 1 本会会員は、適宜、会員同士で研究会、部会、ワーキンググループ等の組織(以下、これらの組織を総称して「会内研究会等」という。)を結成することができ、これらを活用して自由に、事業化に向けた実証、検討、準備等を行うことができる。
- 2 会内研究会等の活動状況は、事務局に開示し、本会会員間で共有する。
- 3 会内研究会等に参加する本会会員は、その活動と並行して、独自に実証、検討等の活動を行うことも可能である。
- 4 本会としてではなく、会内研究会等の活動にとどまる限り、その責任は当該会内研究会等の参加者に帰属する。
- 5 会内研究会等は、当該会内研究会等の判断と責任において、実証検討や事業化の実現可能性を高めるため、本会会員ではない専門家、国及び自治体等の関係機関の専門担当者等を参加させることができる(ただし、その場合は事務局へ連絡しなければならない。)

#### 第11条(その他)

本会ないし会内研究会等の運営に関し必要な事項は、別途事務局において定める。

#### 附則

この会則は令和7年(2025年)7月18日から施行する。

北大阪健康医療都市(健都)共創共創推進協議会  
諮問委員会 内規

第1条(目的)

本委員会は、北大阪健康医療都市(健都)共創推進協議会(以下、「本協議会」という。)の事務局を補佐し、事務局からの相談に対応し、助言、提案する等して、事務局と協力しながら本協議会の円滑な運営を目指すことを目的とする。

第2条(事務局)

本委員会の事務局を一般社団法人健都共創推進機構に置く。

第3条(想定される役割)

本委員会に対し事務局から寄せられる相談としては以下の事項が想定されるが、これらに限るものではなく、以下はあくまでも例示である。

- (1)本協議会における事業、活動や、各種会合等について、その開催概要、運営、維持に関する事項
- (2)本協議会が主催する「健都共創フォーラム」に関する事項
- (3)本協議会における研究会、部会、ワーキンググループ等の会内組織の設置、運営等に関する事項
- (4)専門家、国及び自治体等の関係機関の専門担当者等、外部からの参加者に関する事項
- (5)本協議会内での各種情報の共有に関する事項
- (6)入会の是非の検討や退会に関するもの等、会員資格に関する事項
- (7)その他の本協議会の運営上必要と考えられる事項

第4条(会員構成)

- 1 本委員会のメンバーは、本協議会事務局により会員から選定され、本協議会において適宜の方法で承認を得られた者とし、何度でも再任可能とする。
- 2 本委員会メンバーの任期は、就任が承認されて以降最初に行われる本協議会の会合(年1回開催される定例のもの)の終了までとする。

第5条(情報管理・目的外使用の禁止、責務)

本協議会会則第8条及び第9条は、本委員会においても同様とする。

第6条(その他、雑則)

- 1 本内規に定めるものの他、本委員会の運営に関し必要な事項は、別途本委員会が定める。
- 2 本内規は、本協議会の承認を経なければ変更することができない。

附則

この内規は、令和7年(2025年)7月18日から実施する。